

## 第5回地域企業感染症対策支援補助金

### Q & A

#### ※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、県内の中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の持続性に対するダメージを防止・軽減を図ることを目的として、措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金ですので、必要な事務手続や各種の制限があります。ご理解の上、申請いただきますようお願いいたします。

(例)

- ・ 補助事業計画や交付申請書などの作成、添付書類の提出が必要です。
- ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
- ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄することをいいます。）。

- この資料は、2月2日時点でご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。



地域企業感染症対策支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部経営支援課

## 1 第5回地域企業感染症対策支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

- （答） ○ 県内の中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助することにより、地域の感染拡大防止及び経営の持続化を図ることを目的とするものです。
- この補助金の交付を受けるためには、感染拡大防止に向けての具体的な取組について「補助事業計画」を策定し、補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 「補助事業計画」との関係が認められない費用については、補助金の交付申請はできません。

（問 1-2） 感染拡大防止対策とは何ですか。

- （答） ○ 新しい生活様式や業種別ガイドライン等を踏まえ、業種ごとに講ずべき感染拡大防止対策を意味します。

（問 1-3） 「補助事業計画」には何を記載すべきですか。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、どの様な取組をするのか。  
また、そうした取組を実施することにより、自社におけるサービス・生産等の回復等への様な事業効果が得られるのかなどを、ご記載いただくこととなります。

（問 1-4） 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

- （答） ○ 令和3（2021）年4月1日以降に発生（見積り・発注）した経費に係る事業である場合に補助対象となります。
- ただし、書類、写真、チラシやホームページ等により、経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りです。

（問 1-5） 「とちまる安心認証制度」の認証基準を満たすための感染症対策の取り組みは、全て補助対象となりますか。また、「補助事業計画」に基づき事業を実施すれば必ず認証されますか。

- （答） ○ 「とちまる安心認証制度」の認証基準に限らず、感染症対策のために実施する取組みのうち、公募要領等に定める経費が対象となります。
- 本補助金の交付決定は、とちまる安心認証制度の認証基準を満たすことを保証するものではありませんので、認証制度の対象となる飲食店においては、今回申請する事業内容が認証基準を満たすか等をご自身で確認の上、申請を行っ

てください。なお、認証制度の不明な点については、とちまる安心認証事務局  
(028-341-9715) 宛てお問い合わせください。

**(問 1-6) 交付申請の時点で店舗等の事業を開始していませんが、補助対象となりますか。**

(答) ○ 令和4(2022)年2月21日までに、事業を開始した店舗等は補助対象となります。

なお、その場合は、写真、チラシ、ホームページ等により店舗等の事業を開始したことを証明していただく必要があります。

**(問 1-7) これから補助事業を開始する場合は、補助対象となりますか。**

(答) ○ 補助対象になります。但し、令和4年(2022)年2月21日までに購入し、納品、支払った経費に係る事業が補助対象となります。

**(問 1-8) 経費の支払方法について、現金で行うことは可能か。**

(答) ○ 経費の支払方法は、口座振込が原則となります。

また、小切手、手形、相殺、10万円超(税抜)の現金支払は補助対象なりません。

## 2 補助対象事業者

**(問 2-1) 補助対象事業者の要件を教えてください。**

(答) ○ 栃木県内に所在する中小企業者又は中小企業組合等であり、商工会法第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号に該当する者又は商店街振興組合法に定める組合が対象となります。ただし、みなし大企業は除きます。

「栃木県内に所在する」とは・・・？

補助対象設備等を設置する店舗等(不特定多数の来客がある店舗、直売所等)が、栃木県内にあることを意味します。

(例1) 会社の場合

【登記簿上の所在地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【登記簿上の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

【本社の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

(例2) 個人事業者の場合

【住民票の住所地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【住民票の住所地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

「中小企業者」とは・・・？

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下

### 商工法に規定する「商工業者」とは・・・？

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

\* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）
- ・ 令和4年2月22日時点で創業を行っていない者

### 「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社となります。

### 「みなし大企業」とは・・・？

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

（問2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象事業者となります。

（問2-3）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象者となりますか。

（答）○ 補助対象者には該当しません。

(問 2-4) 「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すればよいですか。

(答) ○ 親子関係までを確認します(孫企業までは及ばないものとします。)

(問 2-5) 事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

(答) ○ 栃木県内にある店舗等であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対象となります。

(問 2-6) 補助対象者となれない場合の要件は何ですか。

(答) ○ 次の方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

**【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とする場合

○風俗営業(第1項)

(例) パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例) ラブホテル、アダルトショップ 等

(問 2-7) 以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請をすることが出来ますか。

- ①栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)
- ②地域企業感染症対策支援補助金(第1～4回)
- ③地域企業感染症対策施設等支援補助金(第1～2回)
- ④宿泊事業者感染症対策支援補助金

(答) ○ 今回の補助金は、上記①～④の補助金の交付決定を受けている事業者は申請することができません。

また、国・県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業(経費)は、補助対象となりません(国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等に対する営業全般に対する継続支援は除きます)。

※ なお、一事業者一回のみ交付申請をすることができます。

(問 2-8) 市町の施設を維持管理する指定管理者は、今回の補助金を利用することができますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用の支払を受けている指定管理者は、対象となりません。

(問 2-9) 自社(個人)で所有している物件を店舗向けに貸し出しています。不動産所有者として感染症対策を実施する費用は補助対象になりますか。

(答) ○ 不動産所有者(大家)が、他の事業者(店子)のためにサーマルカメラ等を設置する場合などは補助対象となりません。その店舗を経営している事業者自身が感染症対策を実施する場合に限り補助対象となります。

### 3 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容はどうなりますか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のために要する経費で、補助事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

経費区分	内容(事業区分)	補助金額(万円)
機械装置等費	・ 不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラ、パーティション、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機(HEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分 5 m <sup>3</sup> 程度以上によるものに限る。)の設置	10~100

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

(答) ○ 各事業区分の補助上限額は、上記の表のとおりです。  
1 事業者当たりの補助金額の上限は、100 万円となります。  
○ 下限は、10 万円となります。

(問 3-3) 補助率はどうなりますか。

(答) ○ 補助対象となる経費の 2 / 3 以内です。

(問 3-4) 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 3-5) 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません(国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般の継続支援は除きます。)

## ★①機械装置等費関係★

(問 3-6) 他の機能が付いた自動検温サーマルカメラは補助対象となりますか。

(答) ○ 原則として、サーマルカメラ本体又はサーマルカメラ、モニター、スタンドで構成されるもの(消毒液設置台や足踏み式消毒液噴射装置等のオプションを除く。)が補助対象となります。

なお、モニターについては、汎用性があるタブレット端末等は補助対象となりません。

(問 3-7) 補助対象となる「不特定多数が出入りする場所」とは、どのような場所ですか。

(答) ○ 原則として、飲食業、小売業やサービス業の店舗等において、主に不特定多数(不特定かつ多数の一般消費者)が自由に入出入りする場所です。

例として、スーパー等の売場や居酒屋等の客席といった場所が対象となります。

一方で、主に、取引先、他社の営業者、自社の従業員及び関係者等の特定できる者が出入りする場所は補助対象外となります。

例として、事務所や工場等の受付や会議室、応接スペースといった場所は、補助対象となりません。

(問 3-8) 宿泊施設における客室にサーマルカメラ等を設置する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 宿泊施設における客室は、不特定多数が自由に入出入りする場所では無いため、補助対象となりません。

(問 3-9) 建設業者、製造業や各種卸売業等を経営していますが、事務所や工場等に不特定多数が来所します。サーマルカメラ等を購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 問 3-7 のとおり、主に不特定多数が自由に入出入りする場所が対象となります。このため、来所者の過半数が不特定である場合に補助対象となり、来所者が不特定であるが過半数に満たない場合や、特定できる場合は補助対象となりません。

(問 3-10) 専門学校、学習塾、自動車教習所、スイミングスクールやピアノ教室等の各種教室にサーマルカメラを複数台購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が自由に入出入りすることができる場所（一般の方が自由に入出入りできるロビーや待合スペース）に設置する場合は、補助対象となります。

(問 3-11) 不特定多数が入出入りする場所ごとに自動検温サーマルカメラを設置するため、サーマルカメラを複数台購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が入出入りする場所につき1台サーマルカメラを設置する経費が補助対象となります。

(問 3-12) パーティションは、どのようなタイプが補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が入出入りする場所に設置する固定式又は据置きタイプが補助対象となります。

(問 3-13) パーティションや自動検温サーマルカメラをバスやタクシー等の不特定多数が利用する公共交通機関等に設置する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ パーティションや自動検温サーマルカメラは、本補助金において店舗等に設置することを想定しており、車輦に設置する場合は補助対象となりません。

(問 3-14) 二酸化炭素濃度測定器は、どのような機器が対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が自由に入出入りすることができる場所において、二酸化炭素の濃度を測定し換気のタイミングをはかるための機器が対象となります。

換気については、計画を立てることが重要となります。国の通知等を参考に換気のタイミングとなる二酸化炭素濃度を決めて実施してください。

(問 3-15) 空気清浄機は、どのようなものが対象となりますか。

(答) ○ 機種は問いません。

ただし、「感染対策の適切な実施について」(R3.4.1、内閣府)において推奨されている、HEPA※フィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5 m<sup>3</sup>程度以上のものが補助対象となります。

※HEPA フィルタ (High Efficiency Particulate Air Filter)

空気中からゴミ、塵埃などを取り除き、清浄空気にする目的で使用するエアフィルタの一種。

JIS規格によって、「定格風量で粒径が0.3 μmの粒子に対して99.97%以上の粒子捕集率をもち、かつ初期圧力損失が245Pa以下の性能を持つエアフィルタ」と規定されている。

## 4 補助金の実績報告について

**(問 4-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。**

(答) 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

**(問 4-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。**

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。  
金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。  
ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。  
なお、補助事業については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

**(問 4-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。**

(答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね1ヶ月程度を要します。